令和5年度

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業

保留地(宅地)販売応募要領 【一般競争入札】

(予定価格を超え、最高価格で入札した方に売却)

申込受付期間 令和5年12月 7日(木)から

令和5年12月26日(火)まで

入札・開札日 令和6年2月1日(木)

長与町 都市計画課 区画整理係

TEL:095-883-1111 (内線:282)

目 次

1	はじめに1
2	物件情報2
3	物件案内図3
4	物件写真4
5	手続きの流れ5
6	入札参加申込6
7	入札保証金7
8	入札、開札及び手続き説明会8~9
9	契約締結から土地の引渡しまで10~11
10	その他重要事項12
11	物件調書13~16
12	様式記載例17~20
13	入札参加チェック表
14	問合せ先一覧22

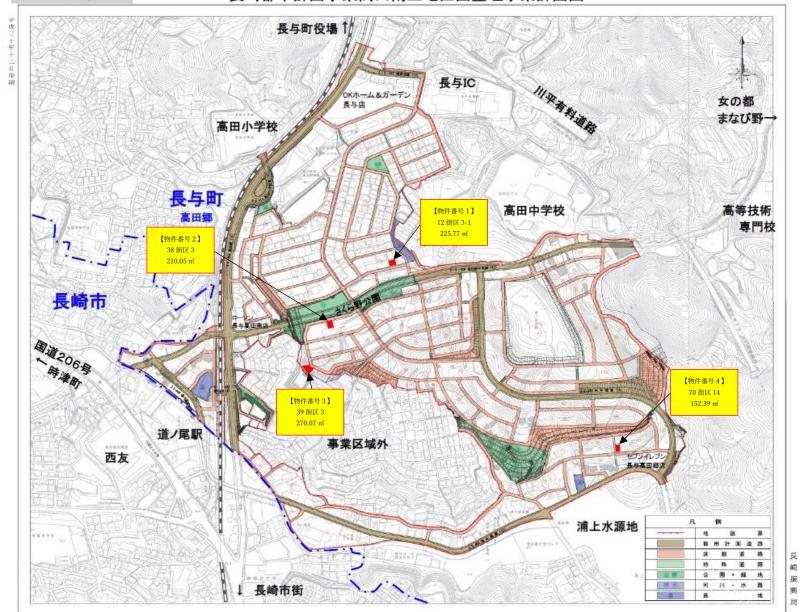
1 はじめに

- 長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業地内の保留地(宅地)を「一般競争入札」により売却します。
- 保留地とは、土地区画整理事業により生み出された事業費の一部とするため に売却される土地のことです。
- 「一般競争入札」による売却とは、入札参加者のうち、長与町があらかじめ 決定した価格(予定価格)を超え、最高価格で入札をした方に土地を購入して いただくものです。
- この入札に参加するためには、**事前にお申込みが必要**です。
- 申込みをされる方は、**本要領を読み十分御理解の上**、お申込みください。

2 物件情報(詳細は13~16ページ「物件調書」を参照)

物件番号	街区	画地	面積(m²)	予定価格 (円)
1	12	3-1	225. 77	17, 317, 000
2	38	3	210. 05	16, 573, 000
3	39	3	270. 07	19, 932, 000
4	70	14	152. 39	11, 948, 000

- (1) 面積は、現時点での実測面積です。
- (2) 面積は、事業収束時期に実施する確定測量により増減する場合があります。この場合において、契約単価により算出した金額をもって精算します。
- (3) 現地での説明会は行いませんので、申込みをされる方は、事前に現地を御確認ください。 なお、現地を確認される場合は、周辺の方の迷惑とならないように御注意ください。
- (4) 物件は、現状有姿のまま売却します。必要な整地、除草等は買受人が行ってください。



4 物件写真 (R5.10.23 時点)

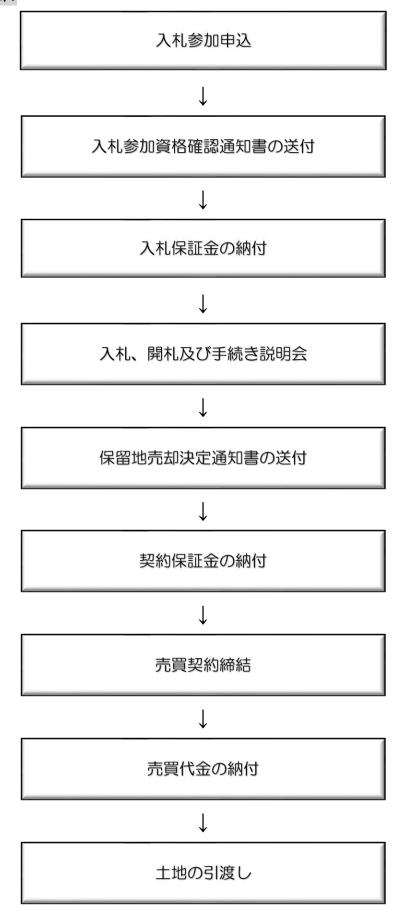








5 手続きの流れ



6 入札参加申込

- (1) 期 間 令和5年12月7日(木)から令和5年12月26日(火)土、日を除く 8時45分から17時30分まで
 - ※ 期限を過ぎた場合は受付けできませんので御注意ください。
- (2) 申込方法 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)に必要書類を揃えて持参又は郵送(必着) ※ 電話や FAX でのお申込みは受付けませんので御注意ください。

(3) 申込資格 (競争入札参加者の資格)

次のいずれかに該当する場合を除き、個人、法人問わず申込みできます。2人以上の連名(共有)で参加することもできます。

また、一世帯又は一法人につき複数の画地の申込みが可能です。ただし、複数の画地を落札した場合、確実に契約が履行できる範囲でお申込みください。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第 1項各号に掲げる者
- ② 競争入札に参加しようとする者を妨げた者
- ③ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るため連合した者

(4) 申込みに必要な書類

- ① 個人の場合
 - ア 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)
 - イ 身分証明書

(本籍地のある市区町村が発行する後見登記、破産宣告及び破産手続開始決定の通知 を受けていない者であることを証明する書類)

- ※ 運転免許証や健康保険証等の写しではありませんので御注意ください。
- ※ 本人以外が申請する場合、同一世帯の方であっても委任状が必要となりますので 御注意ください。
- ウ 住民票(世帯全員が記載されているもの)※マイナンバーの記載は必要ありません。

共有で申込まれる場合はイ、ウは各1通の提出が必要です。ただし、ウについては、共 有予定者全員が記載されているものであれば1通で構いません。

② 法人の場合

ア 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)

イ 登記事項証明書

- ※ 複数の画地を申し込まれる場合、①イ、ウ及び②イについては原本を1通、その他の画 地は写しを添付していただいて構いません。
- ※ 書類に不備があるときは、受付けできない場合がありますので、余裕をもってお申込みください。

(5) 資格審査

申込期間終了後、長与町にて資格審査を行い、入札参加資格の有無について記載した「入札 参加資格確認通知書(様式第2号)」を申込者住所へ送付します。本書は入札日当日必ず持参し てください。提示がない場合は、入札に参加することができませんので御注意ください。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

資格審査後、入札参加資格者であると認めた方には、入札保証金として、申込む画地に係る予定価格の100分の5以上の金額(1,000円未満の端数が生じた場合は切り上げた金額)を納付していただきます。「入札参加資格確認通知書(様式第2号)」と併せて納付額を記載した納入済通知書を送付しますので、入札日前日までに納付してください。

また、納入後の領収書の写し(原本は納入者で保管)は、入札、開札日に必ず提出してください。提出がない場合は、入札に参加することができませんので御注意ください。

(2) 入札保証金の還付及び充当

入札保証金は、次の区分に応じ、入札保証金の還付に係る請求書を長与町<u>都市計画課</u>へ提出 してください。請求書受理後、30 日以内にお返しします。

1	落札者以外	入札終了後 30 日以内
2	落札者	契約保証金納入後 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。

(3)入札保証金の帰属

入札保証金は、次のいずれかに該当する場合は、長与町に帰属することとなり、お返ししませんので御注意ください。

- ① 長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(以下「規則」という。)第17条の規定(9ページ「(9)入札の無効」を参照)により入札が無効とされたとき。
- ② 落札者が契約を締結する意思のないことを表明し、落札者の決定を取り消されたとき。

(4) 注意事項

- ① 入札保証金は、申込む1画地ごとに納付してください。
- ② 入札保証金の納付額が所定の額に達しないときは、入札無効となります。
- ③ 納入後の領収書の写し(原本は納入者で保管)は、入札、開札日に必ず提出してください。 提出がない場合は、入札に参加することができませんので御注意ください。

8 入札、開札及び手続き説明会

- **(1) 日 時** 令和6年2月1日(木)
- **(2)場 所** 長与町役場2階 第1会議室
- (3)入札、開札時刻(予定)

物件番号	入札日時	
1		13:30∼
2	 令和 6 年 2 月 1 日	14:00~
3	7741042月1日	14:30~
4		15:00~

- ※ 入札・開札時刻は、応募状況により前後する場合があります。詳細は、「入札参加資格確認通知書(様式第2号)」にてお知らせします。
- ※ 長与町役場2階 第2会議室を控室として御利用ください。
- ※ 入札参加申込後、入札に参加されない場合は、入札目前日までに必ず御連絡ください。
- ※ 入札時刻に遅刻した場合、入札参加は認められませんので御注意ください。
- ※ 入札日は、役場駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関等の利用をされるなど混雑緩和に御協力ください。

(4) 受付に必要な書類

- ① 入札参加資格確認通知書(様式第2号)
- ② 入札保証金納付後の領収書の写し
- ③ 委任状 ※ 代理人が入札する場合。(押印必須)

(5) 入札会場への立入り

入札関係者(入札管理者等の指名した関係職員又は入札者若しくはその代理人をいう。)以外の者は、入札執行中の会場へ立ち入ることができない。

(6)入札の方法

- ① 入札は、入札者又はその代理人自らが入札書(様式第3号)を入札箱に投函して行う。
 - ※ 入札書は、長与町の指定様式に限ります。
 - ※ 入札書には、見積もった契約希望金額の総額を記入してください。
 - ※ 入札書の封入については任意です。
- ② 代理人が入札するときは、入札前に入札管理者等に対し委任状を提出しなければならない。
 - ※ 共有で参加される場合は共有者全員の参加が原則となり、参加できない方がいる場合は共有者全員の委任状が必要になります。(委任状には双方の押印が必要です。)
 - ※ 入札申込者が法人で、代表者以外の社員等が入札する場合も委任状が必要です。
- ③ 入札管理者等が入札の締切りを宣した後は、入札することができない。
- ④ 入札箱に投函した入札書は、これを書き替え、若しくは引き替え、又は撤回することができない。

(7)入札の中止又は延期

災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めたときは、当該入札を中止し又は延期する場合がある。この場合において、入札者が損失を受けても町は補償の責めを負わない。

(8) 開札

開札は、入札の終了後、直ちに入札者又はその代理人の面前で、入札管理者等が行う。

(9)入札の無効

次のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とする。

- ① 入札者又はその代理人でない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定又は町長の定めた入札条件に違反したとき。
- ③ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ④ 入札者が他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑤ 入札者が談合して入札したとき。
- ⑥ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑦ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- ⑧ 入札書に記名押印(押印を省略できる場合を除く。)がないとき、その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) 落札者の決定

- ① 入札者のうち、予定価格を超え(予定価格と同額は失格)、最高価格で入札した者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ③ 当該入札者がくじを引かないときは、その者は、当該入札に係る権利を放棄したものと する。

(11) 落札者決定の取り消し

落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、入札保証金は町に帰属する。

(12) 手続き説明会(落札者のみ)

- ① 日時 令和6年2月1日(木)15:30~
- ② 場所 長与町役場2階 第1会議室
 - ※ 入札、開札状況により遅れる場合があります。また、待ち時間が見込まれますので あらかじめ御了承ください。
- ③ 内容 契約手続きから土地の引渡しまで、その他重要事項

9 契約締結から土地の引渡しまで

(1) 保留地売却決定通知書の送付

落札者へは後日、「保留地売却決定通知書(様式第7号)」を送付します。

(2) 契約保証金の納付

契約締結日までに契約保証金として、契約代金の 100 分の 10 以上の金額 (1,000 円未満の端数が生じた場合は切り上げた金額) を納付していただきます。契約保証金に係る「納入済通知書」を送付しますので、契約締結日までに納付してください。

なお、入札前に納付していただいた入札保証金は、契約保証金の一部へ充当することができます。

(3) 契約の締結

保留地売却決定通知を受けた日から 10 日以内(土、日、祝日を含む。) に契約締結を行っていただきます。「保留地売買契約書(様式第8号)」を2 部送付しますので、必要箇所に実印を押印の上、提出してください。(郵送可)

また、契約書の1部には、「保留地売却決定通知書(様式第7号)」に記載している金額の収入 印紙を貼付してください。収入印紙は買受人の御負担となります。

(4) 契約締結に必要な書類等

- ① 保留地売買契約書 2部 (実印押印)
- ② 契約保証金納付後の領収書の写し(契約締結までに納付)
- ③ 印鑑登録証明書 (契約書に押印する印鑑の証明書)
- ④ 収入印紙 (保留地売却決定通知書に記載する金額の印紙)
 - ※ 収入印紙は1部のみに貼付してください。
 - ※ 必要書類をすべて揃えて長与町役場都市計画課へ提出してください。

(5) 契約代金の納付

契約締結日から<u>60日以内</u>(土、日、祝日を含む)に一括で納付してください。分割納付はできません。期限内に納付ができない場合は、契約を解除することがあります。この場合において、「契約保証金」はお返ししませんので御注意ください。

なお、契約締結前に納付していただいた契約保証金は、契約代金の一部に充当することができます。

(6) 土地の引渡し

① 引渡しの時期

売買代金全額の納付が確認できた後、「土地の引渡書」を契約者へ送付します。この通知 に記載された日付をもって、土地の使用が可能となります。

② 建築行為

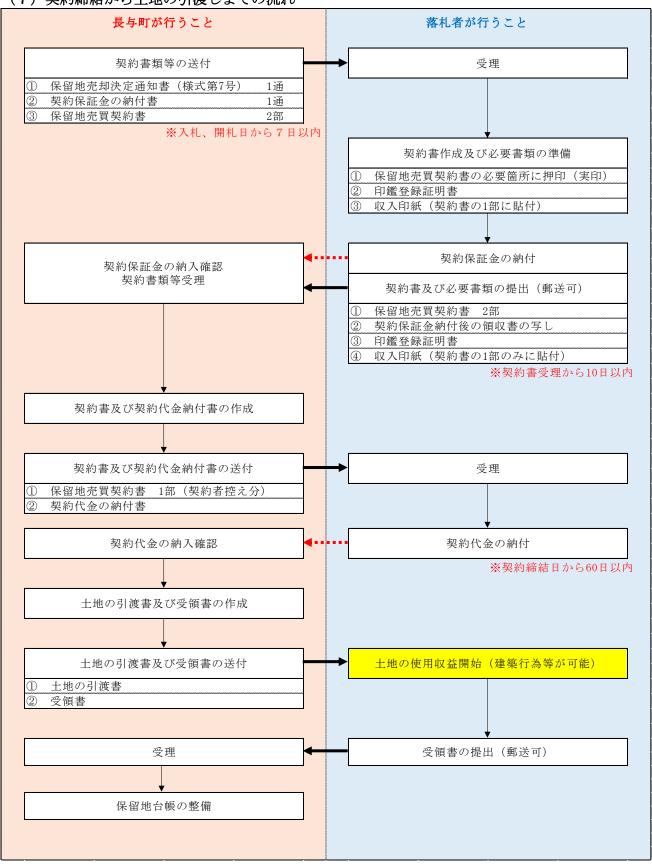
家屋などを建築する場合には着工までに建築確認の手続きを行う必要がありますが、土地区画整理事業の施行地区内では、建築確認に先立ち、「土地区画整理法第 76 条第 1 項」に基づく許可を受ける必要があります。詳細は長崎県 長崎振興局 長与都市開発事業所」へお問合せください。

《問合せ先》長崎県 長崎振興局 長与都市開発事業所 TEL:095-856-2925

③ 土地の管理

周辺には多くの方が生活していますので、適正な管理(除草等)をお願いします。

(7) 契約締結から土地の引渡しまでの流れ



10 その他重要事項

(1) 土地に関する税金、負担金等について

① 不動産取得税(県税)

不動産を取得した方が納めるものです。詳細は長崎振興局税務部へお問合せください。

《問合せ先》長崎県 長崎振興局 税務部

TEL:095-822-3104

② 固定資産税(町税)

土地の引渡しの翌年から課税されます。詳細は長与町税務課へお問合せください。

《問合せ先》長与町 税務課 固定資産税係

TEL:095-801-5786

③ 下水道事業受益者負担金

下水道の整備区域内の土地の所有者が納めるものです。詳細は長与町上下水道課へお問合せください。

《問合せ先》長与町 上下水道課 料金総務係 TEL:095-801-5831

(2) 所有権移転登記について

保留地は、通常の土地とは違い、制度上登記が存在せず、施行期間中は長与町が整備する「保留地台帳」において権利の管理や証明を行います。保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法第 107 条第 2 項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、長与町が行いますが、登記に必要な費用(登録免許税等)は使用者(換地処分時点で現に使用している方)の負担となります。

(3) 金融機関からの融資について

保留地は、通常の土地とは違い、制度上登記が存在せず、原則保留地を担保に融資を受けることができません。ただし、金融機関によっては保留地に対して融資を実行する場合があります。落札後、契約代金の納付ができない等により契約の履行がなされず、契約解除とされた場合は、「契約保証金」はお返ししません。金融機関からの借入を前提に当該入札へのお申込みをされる方は、事前に金融機関とよく御相談の上、十分に検討された上でお申込みください。

(4) 保留地の住所について

長与町は、土地の地番(底地番)を用いて住所としています。土地区画整理事業区域内の住所は、事業収束時に実施される「換地処分」の際に整理されるため、事業期間中は隣地の方と住所が重複することがあります。

(5) 住所等の変更について

保留地の引渡後から所有権移転登記が完了するまでの間において、次のいずれかに該当する こととなったときは、「住所等変更届 (様式第9号)」及び必要書類を長与町へ届け出る必要が あります。

- ① 氏名又は住所(法人にあっては名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。
- ② 死亡(法人にあっては、解散、合併又は分割)したとき。
- ③ 保留地を譲渡したとき。

11 物件調書

物	牛	番	号	1
所	在	Ē	地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 12街区3-1
	主 処	価 分 価 格	格;)	17, 317, 000 円
土	面		積	225. 77 m²
地	地		目	宅地
接面道路状況				南側 町道高田南 8 号線(幅員 6m)
	都	市計画区	区域	市街化区域
法令	用	途 地	域	第一種中高層住居専用地域
法令等に基づく規制	建	~ V)	率	60%
基づ	容	積	率	200%
く 相	防	火 地	域	指定なし(建築基準法第 22 条区域)
制	景	観	法	長崎県条例による景観計画区域
	そ	の他の制	削限	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要
	上	水	道	引込み 有
施設 設 状 況 理	下	水	道	引込み 有(別途 下水道事業受益者負担金が必要)
状 処 況 理	電		気	引込みの可
	ガ		ス	有 集中プロパン
機交関通	鉄		道	J R 長崎本線「道ノ尾駅」まで 約850m
関通	バ		ス	長崎バス「高田越バス停」まで 約 600m
公	小	学	校	高田小学校 約 950 m
公共施設	中	学	校	高田中学校 約 400 m
設	そ	Ø	他	西友道の尾店まで 約1.1 k m
そ特言	の 記) 事	他項	・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件(保留地)は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 ※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。

物	牛	番	号	2
所	在	Ē	地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 38街区3
予 定 価 格 (最低処分価格)				16, 573, 000 円
土	面		積	210. 05 m²
地	地		目	宅地
接面道路状況				北側 町道高田南 16 号線(幅員 6m)
	都	市計画区	区域	市街化区域
法令	用	途 地	域	第一種中高層住居専用地域
法令等に基づく規制	建	~ V)	率	60%
基づ	容	積	率	200%
く 相	防	火 地	域	指定なし(建築基準法第 22 条区域)
制	景	観	法	長崎県条例による景観計画区域
	そ	の他の制	削限	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要
	上	水	道	引込み 有
施設 設 状 況 理	下	水	道	引込み 有(別途 下水道事業受益者負担金が必要)
状 処 況 理	電		気	引込みの可
	ガ		ス	有 集中プロパン
機交関通	鉄		道	J R 長崎本線「道ノ尾駅」まで 約 950 m
関通	バ		ス	長崎バス「高田越バス停」まで 約 600m
公	小	学	校	高田小学校 約 1.0 k m
公共施品	中	学	校	高田中学校 約 650 m
設	そ	Ø	他	西友道の尾店まで 約1.1 k m
そ特言	の 記) 事	他項	・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件(保留地)は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 ※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。

物	牛	番	号	3
所	在	Ē	地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 39街区3
予 定 価 格 (最低処分価格)			19, 932, 000 円	
土	面		積	270. 07 m²
地	地		目	宅地
接面道路状況				東側 町道高田南 16 号線(幅員 6m)
	都	市計画区	区域	市街化区域
法令	用	途 地	域	第一種中高層住居専用地域
法令等に基づく規制	建	~ V)	率	60%
基づ	容	積	率	200%
く 相	防	火 地	域	指定なし(建築基準法第 22 条区域)
制	景	観	法	長崎県条例による景観計画区域
	そ	の他の制	削限	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要
	上	水	道	引込みの無
施設 設 状 況 理	下	水	道	引込み 無(別途 下水道事業受益者負担金が必要)
状 処 況 理	電		気	引込みの可
	ガ		ス	無 個別プロパン
機交関通	鉄		道	JR長崎本線「道ノ尾駅」まで 約1.0km
関通	バ		ス	長崎バス「高田越バス停」まで 約 750m
公	小	学	校	高田小学校 約 1.1 k m
公共施設	中	学	校	高田中学校 約 750 m
設	そ	Ø	他	西友道の尾店まで 約1.2km
そ特言	の 記) 事	他項	・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件(保留地)は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 ※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。

物	‡	番	号	4
所	在	:	地	高田南土地区画整理事業区域内保留地 70街区14
	È . 処	価 分 価 格	格.)	11, 948, 000 円
土地	面		積	152. 39 m²
地	地		目	宅地
接间	面道:	路状況		南側 町道高田南 63 号線(幅員 6m)
	都ī		区域	市街化区域
法会	用	途 地	域	第一種住居地域
等 <i>に</i>	建	~ V)	率	60%
法令等に基づく規制	容	積	率	200%
く 生	防	火 地	域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
制	景	観	法	長崎県条例による景観計画区域
	そ(の他の制	削限	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要
	上	水	道	引込み 有
施 供設 給	下	水	道	引込み 有
施設状況理	電		気	引込み 可
	ガ		ス	有 集中プロパン
機交関通	鉄		道	JR長崎本線「道ノ尾駅」まで 約1.1km
関通	バ		ス	長崎バス「道ノ尾バス停」まで 約 950m
公	小	学	校	高田小学校 約 1.7 k m
公共施品	中	学	校	高田中学校 約 1.5 k m
設	そ	D	他	西友道の尾店まで 約1.1 k m
そ特言	<i>の</i> 己	事	他項	・本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。 ・物件は、現状有姿のまま売却しますので必要な整地、除草等は買受人が行ってください。 ・本物件(保留地)は事業施行期間中の登記ができませんので、金融機関からの融資を検討される場合は、事前に金融機関とよく御相談の上、お申込みください。 ※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等については必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。

12 様式記載例

様式第1号(第6条関係)

入札参加申込書兼誓約書(記載例)

令和5年12月7日

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業施行者長与町 代表者 長与町長 様

申込者 住 所 ふりがな 氏 名

西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

ながよちょう

・住所、商号又は名称を記入する

- ・法人の場合は代表者氏名を記入し、代表者印を 押印する
- ・共有の場合は、共有者全員の氏名を記入し、 押印する

株式会社 長与町 代表取締役 長与 太郎 印

電話番号 095-883-1111

保留地の一般競争入札に参加したいので、長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、私は、長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第3条の規定に該当しないことを誓約します。

街区番号及び 保留地番号	12街区 3-1号
地積	225. 77平方メートル
添付書類	1 個人の場合 (1) 身分証明書 (本籍地のある市区町村が発行する後見登記、破産宣告及び破産手続開始決定の通知を受けていない者であることを証明する書類) (2) 住民票(世帯全員が記載されているもの) 2 法人の場合 登記事項証明書 3 その他町長が必要と認める書類

(法人	(団体) が押	印を省略する場合は、以下を記載してください。)
	本件責任者	所属・氏名
		連 絡 先
	本件担当者	所属・氏名
		連絡先

入札書 (記載例)

入札日を記入する

令和6年2月1日

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業施行者長与町 代表者 長与町長 様 代理人が入札する場合は、 代表者印は不要

入札者

住 所 西彼杵郡長与町嬉里郷659番地

ふりがな

ながよちょう

氏 名

名 株式会社 代表取締役

長与 太郎 印

代理人

長与 花子 印

・代理人による入札の場合は、代理人の氏名及び代理人の住所を 記入し、押印する

(代理人の印は委任状に押印する印を使用する)

・共有の場合は、共有者全員の氏名を記入し、押印する

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第13条第1項の規定により、次のとおり入札します。

入札金額

18, 000, 000

Н

※予定価格を超え(予定価格と同額は失格)、最高価格で入札した方が落札者となります。 ※見積もった契約希望金額の総額を記入してください。(㎡単価ではありません。)

街区番号及び 保留地番号	12街区 3-1号	号
地積	225. 77平方メート/	ル

- 注 次に掲げる場合は、入札は無効とします。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定又は町長の定めた入札条件に違反したとき。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (5) 入札者が談合して入札したとき。
 - (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
 - (8) 入札書に記名押印(押印を省略できる場合を除く。)がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

().I (I—) II		

/	(回体) 7/17	上に、中国なりの	が口は、以下で記載してく	/_ C V '0/
	本件責任者	所属・氏名		
		連絡先		
	本件担当者	所属・氏名		

連 絡 先 _____

委任状 (記載例)

入札日を記入する

→ 令和6年2月1日

長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業施行者長与町 代表者 長与町長 様

フ 委任者

住 所 西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

ふりがな ながよちょう

氏 名 株式会社 長与町

代表取締役 長与 太郎 印

- ・住所、商号又は名称を記入する
- ・法人の場合は代表者氏名を記入し、代表者印を押印する
- ・共有の場合は、共有者全員の氏名を記入し、 押印する

私は、次の者を代理人として定め、当該保留地の入札に係る権限を委任します。

7受任者

代理人の氏名及び代理人の住所を記入し、押印する

住 所 西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

ふりがな

ながよ はなこ

氏 名

長与 花子 印

【保留地の表示】

物件番号	1			
街区番号及び保留地番号	12街区 3-1号			
地積	225.77平方メートル			

入札保証金還付請求書(記載例)

請求日を記入する 長与町長様 下記のとおり請求申し上げます。

請求兼領収書

住 所 西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

令和6年2月1日

合 割	+ ¥866,000	氏 名		長与 太郎	印
月日	摘 要	数量	単 価	金額	附記
2 1	入札保証金(12街区3-1)	1		866 000	
振込先口座は、入札参加申込者本人の口座を御記入ください。					
御家	御家族等であっても申込者と異なる口座への還付ができませんので御注意ください。				
振込銀行		店 本 日 座 当 貯	1234567	^{カタカナ} ナ 酒 名 義 長	知ウ 子 太郎
領収	長与町会計管理者様収入	住 所			
書	上記金額領収致しました 印 紙 令和 年 月 日	氏 名			印

発行責任者及び担当者

·発行責任者 ○○ ○○

電話番号

095-883-1111

担当者

 $\triangle \triangle \quad \triangle \triangle$

電話番号

095-883-1111

押印省略をする際に必ず御記入ください。

- ・発行責任者とは、代表取締役、支店長、営業所長等の社内において権限の委 任を受けたものです。
- ・担当者は、本件に関する事務担当者です。
- ・発行責任者と担当者は同一人物でも可能です。
- ・請求者が個人の場合は請求者の氏名と連絡先を記載してください。
- ・記載された連絡先へ、必要に応じて連絡をする場合があります。

13 入札参加チェック表

	チェック欄		
	物件番号		
物件	街 区	街区	
	画 地	号	
	① 個人	ア 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)	
入札		イ 身分証明書	
入札参加申込		ウ 住民票 (世帯全員が記載されているもの)	
甲 込 -	② 法人	ア 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)	
		イ 登記事項証明書	
入札保			
	入札時刻及び場所の確認		
入	持参書類	① 入札参加資格確認通知書(様式第2号)	
入札・開札		② 入札保証金納付後の領収書の写し	
札		③ 入札書(様式第3号)	
		④ 委任状 (代理人が入札する場合) ※ 受任者、委任者双方の押印があるか	

[※] 適宜御利用ください。

14 問合せ先一覧

内容	問合せ先
保留地全般について	〒851-2185 西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1 長与町 都市計画課 区画整理係 TEL 095-801-5839 FAX 095-883-3337 Mail toshikei@nagayo.jp
固定資産税について	長与町 税務課 固定資産税係 TEL 095-801-5786
下水道事業受益者負担金について	長与町 上下水道課 料金総務係 TEL 095-801-5831
土地区画整理法第 76 条第 1 項の許可について	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷 294 番地 1 長崎県 長崎振興局 長与都市開発事業所 TEL 095-856-2925
不動産取得税について	〒850-0033 長崎市万才町 3-17 長崎県 長崎振興局 税務部 TEL 095-822-3104